



熊本県公報

第 1 2 2 5 6 号

平成 25 年 10 月 11 日 (金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者支援課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定 (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定 (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定 (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定 (//) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定 (//) 3
- 漁業災害補償法に基づく養殖共済に係る加入区の設定 (団体支援課) 3
- 都市計画事業の事業計画の変更認可 (都市計画課) 6
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (障がい者支援課) 6
- 指定障害児通所支援事業者の指定 (//) 6
- 指定障害児通所支援事業の廃止 (//) 7
- 道路の区域変更 (道路保全課) 7
- 道路の区域変更 (//) 8
- 道路の区域変更 (//) 8
- 道路の区域変更 (//) 8
- 道路の区域変更 (//) 9
- 道路の区域変更 (//) 9
- 道路の区域変更 (//) 9
- 道路の供用開始 (//) 10
- 道路の供用開始 (//) 10

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (建築課) 10
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 11
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (//) 11
- 県有財産の売却 (道路保全課) 11
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 (商工振興金融課) 12
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 (//) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見 (//) 13
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出 (//) 13

登 載 依 頼

- 裁決手続開始決定 (収用委員会) 14
- 平成 2 5 年度第 4 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催 (熊本県公共事業再評価監視委員会) 15
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 15
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表 (//) 16
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表 (//) 17
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表 (//) 17
- 政治資金規正法に基づく政治団体の名称等の公表 (//) 17
- 熊本県警察 I C カード運転免許証追記端末装置等の貸借に係る一般競争入札による落札者等の決定 (警察本部運転免許課) 18
- 交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域 (公安委員会告示) の改正 (公安委員会) 18
- 平成 2 5 年 9 月 2 7 日熊本県公報第 1 2 2 5 2 号目次中 (港湾課) 18

告 示

熊本県告示第 9 0 8 号
 介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター 西城園 宇土市下網田町1905番地	社会福祉法人順風会	平成25年10月1日

熊本県告示第909号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター 西城園 宇土市下網田町1905番地	社会福祉法人順風会	平成25年10月1日

熊本県告示第910号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイ 西城園 宇土市下網田町1905番地	社会福祉法人順風会	平成25年10月1日

熊本県告示第911号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防短期入所生活介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ショートステイ 西城園 宇土市下網田町1905番地	社会福祉法人順風会	平成25年10月1日

熊本県告示第912号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成25年10年11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフサポート 煌 宇土市住吉町3074番地	有限会社佐藤工務店	平成25年10月7日

(特定福祉用具販売)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフサポート 煌 宇土市住吉町3074番地	有限会社佐藤工務店	平成25年10月7日

熊本県告示第 9 1 3 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 0 年 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防福祉用具貸与）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフサポート 煌 宇土市住吉町 3 0 7 4 番地	有限会社佐藤工務店	平成 2 5 年 1 0 月 7 日

（特定介護予防福祉用具販売）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ライフサポート 煌 宇土市住吉町 3 0 7 4 番地	有限会社佐藤工務店	平成 2 5 年 1 0 月 7 日

熊本県告示第 9 1 4 号

区画漁業権の切替えに伴い漁業災害補償法（昭和 3 9 年法律第 1 5 8 号）第 1 1 8 条第 3 項の規定により一定の水域を次のように定めたので、漁業災害補償法施行令（昭和 3 9 年政令第 2 9 3 号）第 1 5 条第 3 項において準用する同令第 7 条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成 2 5 年 9 月 1 日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成 2 5 年 9 月 1 日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

漁業災害補償法第 1 1 4 条第 3 号に掲げる養殖業

1 一年貝真珠養殖業及び二年貝真珠養殖業

加入区の名称	加入区の水域
火区第 1 加入区	火区第 1 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 加入区	天区第 1 号漁業権の漁場の区域
天区第 2 加入区	天区第 2 号漁業権の漁場の区域
天区第 3 加入区	天区第 3 号漁業権の漁場の区域
天区第 4 加入区	天区第 4 号漁業権の漁場の区域
天区第 5 加入区	天区第 5 号漁業権の漁場の区域
天区第 6 加入区	天区第 6 号漁業権の漁場の区域
天区第 7 加入区	天区第 7 号漁業権の漁場の区域
天区第 8 加入区	天区第 8 号漁業権の漁場の区域
天区第 9 加入区	天区第 9 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 0 加入区	天区第 1 0 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 1 加入区	天区第 1 1 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 2 加入区	天区第 1 2 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 3 加入区	天区第 1 3 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 4 加入区	天区第 1 4 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 5 加入区	天区第 1 5 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 6 加入区	天区第 1 6 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 7 加入区	天区第 1 7 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 8 加入区	天区第 1 8 号漁業権の漁場の区域
天区第 1 9 加入区	天区第 1 9 号漁業権の漁場の区域
天区第 2 0 加入区	天区第 2 0 号漁業権の漁場の区域
天区第 2 1 加入区	天区第 2 1 号漁業権の漁場の区域
天区第 2 2 加入区	天区第 2 2 号漁業権の漁場の区域
天区第 2 3 加入区	天区第 2 3 号漁業権の漁場の区域
天区第 2 4 加入区	天区第 2 4 号漁業権の漁場の区域
天区第 2 5 加入区	天区第 2 5 号漁業権の漁場の区域
天区第 2 6 加入区	天区第 2 6 号漁業権の漁場の区域

天区第 2 7 加入区	天区第 2 7 号漁業権の漁場の区域
天区第 2 8 加入区	天区第 2 8 号漁業権の漁場の区域
天区第 2 9 加入区	天区第 2 9 号漁業権の漁場の区域
天区第 3 0 加入区	天区第 3 0 号漁業権の漁場の区域
天区第 3 1 加入区	天区第 3 1 号漁業権の漁場の区域

2 小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式三年魚はまち養殖業、小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式一年魚さけ・ます養殖業、小割り式二年魚さけ・ます養殖業、小割り式三年魚さけ・ます養殖業、小割り式一年魚ふぐ養殖業、小割り式二年魚ふぐ養殖業、小割り式三年魚ふぐ養殖業、小割り式一年魚かんぱち養殖業、小割り式二年魚かんぱち養殖業、小割り式三年魚かんぱち養殖業、小割り式一年魚かずき養殖業、小割り式二年魚かずき養殖業、小割り式三年魚かずき養殖業、小割り式一年魚ひらめ養殖業、小割り式二年魚ひらめ養殖業、小割り式三年魚ひらめ養殖業、小割り式一年魚すずき養殖業、小割り式二年魚すずき養殖業、小割り式三年魚すずき養殖業、小割り式一年魚ひらま養殖業、小割り式二年魚ひらま養殖業、小割り式三年魚ひらま養殖業、小割り式一年魚あじ養殖業、小割り式二年魚あじ養殖業、小割り式三年魚あじ養殖業、小割り式一年魚しまあじ養殖業、小割り式二年魚しまあじ養殖業、小割り式三年魚しまあじ養殖業、小割り式一年魚まはた養殖業、小割り式二年魚まはた養殖業、小割り式三年魚まはた養殖業、小割り式一年魚くろまぐろ養殖業、小割り式二年魚くろまぐろ養殖業、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業、小割り式一年魚くろまぐろ養殖業、小割り式二年魚くろまぐろ養殖業、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業、小割り式一年魚めばる養殖業、小割り式二年魚めばる養殖業、小割り式三年魚めばる養殖業、小割り式一年魚かわはぎ養殖業、小割り式二年魚かわはぎ養殖業、小割り式三年魚かわはぎ養殖業

加入区の名 称	加入区の水 域	適 要
火区第 4 1 加入区	火区第 4 1 号漁業権の漁場の区域	小割り式 2 年魚くろまぐろ養殖業、小割り式 3 年魚くろまぐろ養殖業、小割り式 4 年魚くろまぐろ養殖業を除く。
火区第 4 2 加入区	火区第 4 2 号漁業権の漁場の区域	同上
火区第 4 3 加入区	火区第 4 3 号漁業権の漁場の区域	同上
火区第 4 4 加入区	火区第 4 4 号漁業権の漁場の区域	同上
火区第 4 5 加入区	火区第 4 5 号漁業権の漁場の区域	同上
火区第 4 6 加入区	火区第 4 6 号漁業権の漁場の区域	同上
火区第 4 7 加入区	火区第 4 7 号漁業権の漁場の区域	同上
火区第 4 8 加入区	火区第 4 8 号漁業権の漁場の区域	同上
火区第 4 9 加入区	火区第 4 9 号漁業権の漁場の区域	同上
天区第 4 0 1 加入区	天区第 4 0 1 号漁業権の漁場の区域	小割り式 2 年魚くろまぐろ養殖業、小割り式 3 年魚くろまぐろ養殖業、小割り式 4 年魚くろまぐろ養殖業に限る。
天区第 4 0 2 加入区	天区第 4 0 2 号漁業権の漁場の区域	同上
天区第 4 0 3 加入区	天区第 4 0 3 号漁業権の漁場の区域	同上
天区第 4 0 4 加入区	天区第 4 0 4 号漁業権の漁場の区域	同上
天区第 5 0 1 加入区	天区第 5 0 1 号漁業権の漁場の区域	小割り式 2 年魚くろまぐろ養殖業、小割り式 3 年魚くろまぐろ養殖業、小割り式 4 年魚くろまぐろ養殖業を除く。
天区第 5 0 2 加入区	天区第 5 0 2 号漁業権の漁場の区域	同上
天区第 5 0 3 加入区	天区第 5 0 3 号漁業権の漁場の区域	同上
天区第 5 0 4 加入区	天区第 5 0 4 号漁業権の漁場の区域	同上
天区第 5 0 5 加入区	天区第 5 0 5 号漁業権の漁場の区域	同上
天区第 5 0 6 加入区	天区第 5 0 6 号漁業権の漁場の区域	同上
天区第 5 0 7 加入区	天区第 5 0 7 号漁業権の漁場の区域	同上

天区第559加入区	天区第559号漁業権の漁場の区域	同上
天区第560加入区	天区第560号漁業権の漁場の区域	同上
天区第561加入区	天区第561号漁業権の漁場の区域	同上
天区第562加入区	天区第562号漁業権の漁場の区域	同上
天区第563加入区	天区第563号漁業権の漁場の区域	同上
天区第564加入区	天区第564号漁業権の漁場の区域	同上
天区第565加入区	天区第565号漁業権の漁場の区域	同上
天区第566加入区	天区第566号漁業権の漁場の区域	同上
天区第567加入区	天区第567号漁業権の漁場の区域	同上
天区第568加入区	天区第568号漁業権の漁場の区域	同上
天区第569加入区	天区第569号漁業権の漁場の区域	同上
天区第570加入区	天区第570号漁業権の漁場の区域	同上
天区第571加入区	天区第571号漁業権の漁場の区域	同上
天区第572加入区	天区第572号漁業権の漁場の区域	同上
天区第573加入区	天区第573号漁業権の漁場の区域	同上
天区第574加入区	天区第574号漁業権の漁場の区域	同上
天区第591加入区	天区第591号漁業権の漁場の区域	同上
天区第592加入区	天区第592号漁業権の漁場の区域	同上
天区第593加入区	天区第593号漁業権の漁場の区域	同上
天区第594加入区	天区第594号漁業権の漁場の区域	同上
天区第595加入区	天区第595号漁業権の漁場の区域	同上

熊本県告示第915号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・26号新町戸坂線
- 3 事業施行期間 平成24年4月1日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市中央区横手一丁目及び西区横手三丁目地内
使用の部分 熊本市中央区横手一丁目及び西区横手三丁目地内

熊本県告示第916号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
放課後等デイサービス海イルカ 玉名郡長洲町大字長洲2918-2	NPO法人スローずてっぷ 玉名郡長洲町大字長洲2918-2 松岡 友美	平成25年10月3日	4351100088	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第917号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
発達支援事業所 しらぬい 八代市高小原町 1476	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町1507番地の1 坂田 四方治	平成25年 10月10日	4350200178	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援

熊本県告示第918号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定による指定障害児通所支援事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
しらぬい児童デイサービス 八代市高小原町 1507番地の1	社会福祉法人しらぬい会 八代市高小原町1507番地の1 坂田 四方治	平成25年 10月9日	4350200012	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第919号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	荒尾長洲線	玉名郡長洲町大字長洲字新山 818番99地先から 同所 818番地99先まで	前	16.5 ～ 17.2	14.0	廃道処分
			後	15.3 ～ 15.3	14.0	
		玉名郡長洲町大字長洲字上壱 丁目 818番28地先から 同所 818番28地先まで	前	18.2 ～ 18.7	11.4	
			後	15.3 ～ 15.3	11.4	

	玉名郡長洲町大字長洲字上壱丁目 3 3 2 5 番 3 0 地先から 同所	前	16.7 ～ 17.3	18.4	
		後	15.3 ～ 15.3	18.4	
	玉名郡長洲町大字長洲字上壱丁目 3 3 2 5 番 3 2 地先から 同所	前	17.5 ～ 17.7	9.3	
		後	15.3 ～ 15.3	9.3	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 10 月 1 1 日

熊本県告示第 9 2 0 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 10 月 1 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 10 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市出田字東屋敷 2 6 8 0 番地先から 菊池市出田字東屋敷 2 8 5 4 番地先まで	前	9.0 ～ 3.6	56.0	防交安
			後	9.6 ～ 5.5	56.0	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 10 月 1 1 日

熊本県告示第 9 2 1 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 25 年 10 月 1 1 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 25 年 10 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	稲生野甲佐線	上益城郡御船町大字水越字七反田 2 4 9 3 番 1 地先から 同所 2 4 9 3 番 1 地先まで	前	7.4 ～ 13.9	41.5	災害防除
			後	7.4 ～ 17.6	41.5	

2 区域を変更する期日 平成 25 年 10 月 1 1 日

熊本県告示第 9 2 2 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	上益城郡甲佐町大字坂谷字辻 841番1地先から 同所 891番地先まで	前	5.5 ～ 31.7	169.5	災害防除
			後	9.0 ～ 49.6	171.0	

2 区域を変更する期日 平成25年10月11日

熊本県告示第923号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	辛川鹿本線	山鹿市鹿本町中川 1756番2地先から 同所 1776番地先まで	前	6.3 ～ 11.9	78.5	防安交
			後	7.3 ～ 12.7	78.5	

2 区域を変更する期日 平成25年10月11日

熊本県告示第924号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田山鹿線	山鹿市椿井字下田 640番1地先から 山鹿市椿井字尾崎 529番1地先まで	前	5.2 ～ 14.5	570.0	防災・安全交
			後	11.5 ～ 28.8	570.0	

2 区域を変更する期日 平成25年10月11日

熊本県告示第925号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	445号	八代市泉町柿迫字九十九折藪 8989番54地先から 八代市泉町柿迫字九十九折藪 8989番12地先まで	前	9.0 ～ 33.5	88.5	防安改
			後	44.0 ～ 122.1		

2 区域を変更する期日 平成25年10月11日

熊本県告示第926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	443号	上益城郡甲佐町字豊内 735番2地先から 同所 719番2地先まで	177.2	一括交安

2 供用を開始する期日 平成25年10月11日

熊本県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年10月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	清和砥用線	上益城郡山都町字米生 17番7番地先から 同所 17番2番地先まで	66.8	災害防除

2 供用を開始する期日 平成25年10月11日

公 告

熊本県公告第551号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

玉名市立願寺字井川尻977番1、同977番3、同977番4、同977番5、同977番6、同977番7、同977番8、同977番9、同977番10、同977番11、同977番12、同977番13、同977番14、同977番15、同977番16、同977番17、同977番18、同982番4、同990番6、同字曲松819番9、里道の一部及び水路の一部

- 4,917.49平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
玉名市立願寺1392番地1
株式会社 やましょう不動産

熊本県公告第552号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字下六嘉字塚田2435番4、同2438番2
202.95平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
上益城郡嘉島町大字下六嘉2436番地
森下 修道

熊本県公告第553号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(1工区)
上益城郡益城町大字広崎字花立1038番1の一部
826.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
熊本市中央区九品寺六丁目6番6-1001
野口 博光
熊本市南区流通団地一丁目56番地
株式会社 ファーマダイワ
熊本市東区月出一丁目1番40-1002
中下 尚登

熊本県公告第554号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市役犬原字東都原895番1の一部、同913番の一部及び同920番1の一部
4,969.31平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本県菊池郡大津町大字大津289番地3
有限会社 自然環境

熊本県公告第555号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字梨木1892番1の一部、同1892番12及び同1892番13
748.13平方メートル(全体面積:1,570.97平方メートル)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市須屋1893番地5
後藤 之男

熊本県公告第556号

県有財産を次のとおり売却する。
平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
所在 熊本市西区春日一丁目804番5及び同804番6
地目 宅地
地積 63.78平方メートル
最低売却価格 15,600,000円
- 2 入札参加資格
次のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 次のいずれかに該当する事実があった後、3年を経過していない者
ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
ウ 落札者が契約すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者
エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者
オ 正当な理由がなくて契約をしなかった者
カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後、3年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
(4) 次のいずれかに該当するものとして熊本県警察本部（以下「熊本県警」という。）から排除要請があった者（入札参加申込書の提出後、熊本県警に確認を行う。）
ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
ウ 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
エ 入札物件を暴力団の事務所又はこれに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
- 3 入札参加要領及び契約条項を示す場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県土木部道路都市局道路保全課
- 4 入札期日及び場所
平成25年11月19日（火）午前10時
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館11階 1101会議室
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により所定の入札参加申込書を提出しなければならない。
(1) 提出方法 持参又は郵送による。
(2) 提出期限 平成25年10月25日（金）午後5時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
(3) 提出先 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県土木部道路都市局道路保全課
- 7 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の金額を入札保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。なお、入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 8 契約締結期限
平成25年12月5日（木）午後5時
- 9 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の100分の10以上の金額を契約と同時に契約保証金として納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 10 その他
(1) 売買代金納入期限 契約締結日から30日以内
(2) 契約締結場所 別途指定する。
(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）、入札参加要領等を承知のうえ、入札するものとする。
(4) 問合せ先 熊本県土木部道路都市局道路保全課（電話096-333-2495）

熊本県公告第557号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届

出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宇城バリュー サウスランド
宇城市小川町河江字十六31-1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
イオンモール株式会社 代表取締役社長 村上 教行	イオンモール株式会社 代表取締役社長 岡崎 双一

- 3 届出年月日
平成25年10月2日
- 4 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県央広域本部宇城地域振興局総務振興課
平成25年10月11日から平成26年2月11日まで

熊本県公告第558号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定による届出があったので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール宇城バリュー サウスランド
宇城市小川町河江字十六31-1
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(1) 変更前 3,305平方メートル
(2) 変更後 0平方メートル
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日
平成25年10月3日
- 4 変更する理由
出店計画中止のため

熊本県公告第559号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ八代中北店
八代市中北町3114番4ほか
- 2 八代市から聴取した意見の概要
平日夕方の買い物時間帯には、市道に交通整理員を常時配置し、児童及び生徒を含めた歩行者及び自転車の安全の確保に最大限の配慮をする必要がある。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務振興課
平成25年10月11日から平成25年11月11日まで

熊本県公告第560号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成25年10月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称	所 在 地
洋服の青山新八代店・ドラッグストアモリ八代沖店	八代市沖町字五番割3692番2ほか

ドラッグストアモリ八代中北店	八代市中北町3114番4ほか
ドラッグストアモリ天草大浜店	天草市大浜町376番1ほか
ドラッグストアモリ山鹿店	山鹿市古閑字十三部1074番1
ドラッグストアモリ御船店	上益城郡御船町大字辺田見218番地1ほか

2 変更の内容

大規模小売店舗を設置し、大規模小売店舗において小売業を行う者の名称

変 更 前	変 更 後
ナチュラル株式会社	株式会社ドラッグストアモリ

3 届出年月日

平成25年9月20日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課、熊本県県北広域本部鹿本地域振興局総務振興課、熊本県県央広域本部上益城地域振興局総務振興課、熊本県県南広域本部八代地域振興局総務振興課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局総務振興課
平成25年10月11日から平成26年2月11日まで

登載依頼

熊本県収用委員会公告第6号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成25年10月11日

熊本県収用委員会会長 塚 本 侃

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

一般国道3号改築工事（熊本北バイパス・熊本県熊本市北区四方寄町字外沖地内から合志市須屋字西谷地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積

- (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県熊本市北区四方寄町字葉山

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
132番 70	宅地	宅地	208.10	208.12	3.72

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県熊本市北区四方寄町字葉山

地 番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
132番 70	宅地	宅地	208.10	208.12	0.75 (実測平面図使用の部分3-1)
					21.37 (実測平面図使用の部分3-2)
					5.56 (実測平面図使用の部分3-3)

4 土地所有者の氏名及び住所

花山久志

高知県高岡郡四万十町宮内792番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成25年9月25日

本県公共事業再評価監視委員会公告第4号

平成25年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催します。
なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおりです。
平成25年10月11日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成25年10月23日（水）
午後1時30分から午後5時15分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議事（予定）
意見の取りまとめ
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1）傍聴希望者は当該会議の会場において受付をしたうえで、係員の指示に従い、会場に入ることができます。なお傍聴の受付は、原則、開催予定時刻の30分前から開始し、10分前で終了します。
（2）傍聴の手続は先着順で行いますので、定員になり次第受付を終了します。
- 6 問い合わせ先
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理課）
電話096-333-2490

熊本県選挙管理委員会告示第45号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。
平成25年10月11日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

政治団体設立届

政治団体の区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	日本維新の会熊本県総支部	松野 頼久	平井 誠一郎	熊本県熊本市中央区坪井4-7-5
その他の政治団体	荒木睦子後援会	島永 邦夫	岡本 香奈	熊本県玉名郡長洲町長洲829
その他の政治団体	上田としたか後援会	上田 俊明	上田 佐恵子	熊本県八代郡氷川町宮原599-2
その他の政治団体	上田やすひろ後援会	長嶺 興也	長野 照明	熊本県下益城郡美里町馬場792番地1
その他の政治団体	岡本一文後援会	岡本 孝弘	前田 修誠	熊本県玉名市横島町横島9031
その他の政治団体	城戸あつし後援会	城戸 淳	草村 正己	熊本県玉名市岩崎841番地
その他の政治団体	熊本市薬剤師連盟	村瀬 元治	石橋 卓也	熊本県熊本市中央区本荘5丁目16の1
その他の政治団体	くらはら隆浩サポーターズクラブ	蔵原 隆浩	安原 光則	熊本県玉名市築地95
その他の政治団体	島田かずみ後援会	岡村 久男	北田 良一	熊本県八代市港町236
その他の政治団体	しまむら徹後援会	前田 和典	大野 豊重	熊本県玉名市岱明町扇崎78
その他の政治団体	社会党原田順一後援会	原田 順一	塚本 ミスエ	熊本県玉名郡長洲町長洲670
その他の政治団体	新生八代の会	岡 秀記	淵川 和憲	熊本県八代市旭中央通6-6 旭中央ビル2F
その他の政治団体	竹本信次後援会	竹本 信次	竹本 鈴子	熊本県玉名郡長洲町清源寺2133
その他の政治団体	中山ゆふや後援会	中山 諭扶哉	中山 美香	熊本県八代市日奈久新開町187番地6
その他の政治団体	橋本隆一後援会	橋本 隆一	橋本 英江	熊本県八代市鏡町塩浜143
その他の政治団体	福本みや子後援会	西林 信幸	中島 貴代人	熊本県玉名郡長洲町清源寺1446-3
その他の政治団体	堀てつお後援会	多田 稔	黒川 真由美	熊本県八代市古城町2245-1
その他の政治団体	松永真一後援会	尾崎 治彦	竹村 寛治	熊本県宇城市小川町東海東1225
その他の政治団体	山崎芳夫後援会	本田 暁文	篠塚 竜一	熊本県玉名市中坂門田774番地

熊本県選挙管理委員会告示第46号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成25年10月11日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松 永 榮 治

届出事項の異動届

政治団体の区分	政治団体の名称	異動事項	新	旧
その他の政治団体	植木町政を刷新する会	会計責任者の氏名	大岩 憲二	三嶋 義幸
その他の政治団体	上村哲三後援会	代表者の氏名	中村 淳	富永 純治
その他の政治団体	国の富源党	政治団体の名称	国の富源党	富源森海党
その他の政治団体	熊本維新の会	会計責任者の氏名	上田 巖	簗河原 芳隆
その他の政治団体	熊本県医薬品登録販売者政治連盟	政治団体の名称	熊本県医薬品登録販売者政治連盟	熊本県薬種商政治連盟
その他の政治団体	熊本県柔道整復師連盟	会計責任者の氏名	牧 敏彦	長尾 浩二
その他の政治団体	熊本県商工政治連盟	会計責任者の氏名	崎本 弘訓	太江田 茂
その他の政治団体	熊本県商工政治連盟託麻支部	会計責任者の氏名	猪本 親	鈴木 典親
その他の政治団体	熊本県鍼灸マッサージ師連盟	代表者の氏名	高橋 武良	前田 利信
その他の政治団体	熊本県林業政治連盟	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区新屋敷1丁目5番4号 県林業会館内	熊本県熊本市新屋敷1-5-4 県林業会館内
その他の政治団体	くらはら隆浩サポーターズクラブ	主たる事務所の所在地	熊本県玉名市岱明町野口137	熊本県玉名市築地95
その他の政治団体	広毅会	会計責任者の氏名	坂梨 剛昭	廣瀬 伸二
その他の政治団体	坂口政弘後援会	会計責任者の氏名	奥村 裕義	奥村 博義
その他の政治団体	重村かずゆき「和幸会」	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区戸島本町1-5	熊本県熊本市戸島本町1番5号
その他の政治団体	しばた茂美後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市北区武蔵ヶ丘2丁目24番8号	熊本県熊本市武蔵ヶ丘2-24-8
その他の政治団体	竹崎一成後援会	政治団体の名称	竹崎一成後援会	竹崎一成後援会
その他の政治団体	田尻まさひろ後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区上高橋2-7-1	熊本県熊本市上高橋2-7-1
その他の政治団体	玉名野田たけしの会	会計責任者の氏名	坂梨 剛昭	古川 勝也
その他の政治団体	電機連合熊本政治活動委員会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区八幡1丁目1番1号	熊本県熊本市八幡1丁目1番1号電機連合熊本地協内
その他の政治団体	中逸博光後援会	代表者の氏名	中逸 博光	福本 みや子
その他の政治団体	成松ゆきお後援会	主たる事務所の所在地	熊本県八代市田中西町10-9-2	熊本県八代市上野町1948-1
その他の政治団体	南関町野田たけしの会	主たる事務所の所在地	熊本県玉名郡南関町下坂下4622-3	熊本県玉名郡南関町肥猪11
		代表者の氏名	坂井 徹也	斎藤 泰典
その他の政治団体	西濱和博後援会	代表者の氏名	入田 勝之	宅島 章
		会計責任者の氏名	広瀬 功一	加来 史英
その他の政治団体	日本薬業政治連盟 熊本県支部	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市南区近見7-2-30 株式会社新生堂内	熊本県熊本市中央区九品寺6丁目2番35号 富田薬品株式会社内
		代表者の氏名	山本 哲夫	富田 正夫
その他の政治団体	望の会	政治団体の名称	望の会	希の会
その他の政治団体	野田たけし南関町後援会婦人部	主たる事務所の所在地	熊本県玉名郡南関町相谷893-1	熊本県玉名郡南関町関村1026
		代表者の氏名	高口 絹代	深浦 テル子
		会計責任者の氏名	宮辺 邦恵	高口 絹代
その他の政治団体	はぎわら雄治後援会	政治団体の名称	はぎわら雄治後援会	萩原雄治後援会
その他の政治団体	橋本幸一後援会	主たる事務所の所在地	熊本県八代市東陽町南3437	熊本県八代市東陽町北471

その他の政治団体 法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員 関係政治団体 (公職の種類) 参議院議員	馬場せいし後援会	国会議員関係政治団体の 区分	法第十九条の七第一項第 一号に係る国会議員関係 政治団体	国会議員関係政治団体以 外の政治団体
		公職の種類	参議院議員	
その他の政治団体	福永啓後援会	代表者の氏名	塩山 紘一	米光 セツミ
その他の政治団体	藤本かずおみ後援会	主たる事務所の所在地	熊本県八代郡氷川町島地 754番地1	熊本県八代郡氷川町高塚 935番地
その他の政治団体	松真会	政治団体の名称	松真会	松永真一後援会
その他の政治団体	松永純一後援会	代表者の氏名	野田 長生	広岡 勝信
		会計責任者の氏名	林 英夫	坂井 高
その他の政治団体	松野頼久後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市中央区坪井 4-7-5	熊本県熊本市中央区坪井 4-3-35
その他の政治団体	三島良之後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区湖東2 -6-6	熊本県熊本市湖東2-6 -6
		会計責任者の氏名	後藤 敦夫	緒方 和久
その他の政治団体	三島良之政治研究会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区湖東2 -6-6	熊本県熊本市湖東2-6 -6
		会計責任者の氏名	後藤 敦夫	緒方 和久
その他の政治団体	吉田きとく応援の会	会計責任者の氏名	田上 征吾	徳永 末人

熊本県選挙管理委員会告示第47号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成25年10月11日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永榮治

政治団体解散届

政治団体区分	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
政党の支部	自由民主党熊本県熊本市第七支部	馬場 成志	浅田 幸人	熊本県熊本市東区小山6-2-20
その他の政治団体	植木町政を刷新する会	大岩 憲二	大岩 憲二	熊本県鹿本郡植木町岩野1108-2
その他の政治団体	上田やすひろ後援会	渡辺 次義	長野 照明	熊本県下益城郡美里町馬場749-1
その他の政治団体	税所隆則後援会	深水 勇	税所 徹則	熊本県球磨郡錦町一武1988
その他の政治団体	税理士による三浦一水後援会	池上 節夫	桑原 敏行	熊本県熊本市北区清水新地4丁目7-160
その他の政治団体	なかよしの党やまとみかこ後援会	平田 美可子	坂口 千秋	熊本県熊本市北区鶴羽田2-12-19
その他の政治団体	宮崎伸幸後援会	早田 良一郎	岡村 優	熊本県球磨郡錦町一武864

熊本県選挙管理委員会告示第48号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成25年10月11日

熊本県選挙管理委員会
委員長 松永榮治

資金管理団体指定届

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
橋本 隆一	八代市議会議員	橋本隆一後援会	熊本県八代市鏡町塩浜143	橋本 隆一

熊本県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成25年10月11日

熊本県選挙管理委員会

委員長 松 永 榮 治

資金管理団体届出事項の異動届

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
田尻 将博	田尻まさひろ後援会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市西区上高橋2-7-1	熊本県熊本市上高橋2-7-1
三島 良之	三島良之政治研究会	主たる事務所の所在地	熊本県熊本市東区湖東2-6-6	熊本県熊本市湖東2-6-6

熊運免公告第599号

特定調達契約につき、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則(平成7年熊本県規則第51号)第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月11日

熊本県警察本部長 西 郷 正 実

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
熊本県警察ICカード運転免許証追記端末装置等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部運転免許課
熊本県菊池郡菊陽町辛川2655番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年8月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社熊本営業所
熊本市中央区水道町8番6号
- 5 落札金額(月額)
1,489,110円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額70,910円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成25年7月19日

熊本県公安委員会告示第15号

平成6年10月28日熊本県公安委員会告示第12号(熊本県警察の交番、駐在所及び警備派出所の名称、位置、所管区域又は警備区域)の一部を次のように改正し、平成25年10月11日から施行する。

平成25年10月11日

熊本県公安委員会委員長 山本 隆生

1の表宇城警察署城南交番の項中「城南町坂野」の次に「、城南町さんさん一丁目、城南町さんさん二丁目」を加える。

正 誤

平成25年9月27日熊本県公報第12252号目次中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	3	熊本県港湾管理条例施行規則の一部を改正する規則	熊本県港湾管理条例施行規則の一部改正